

三郷市開発事業等に係る配水管布設工事等に係る施行基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、三郷市開発事業等の手続等に関する条例施行規則、別表第 1 上水道の整備の技術基準細則に規定する給水装置の整備基準等に基づき、三郷市水道事業の給水区域内において、開発事業等に係る給水に伴う当該地域の配水管等の布設整備(以下「配水管布設工事等」という。)をするため必要な事項を定めるものとする。

(設計承認申請)

第 2 条 配水管布設工事等を行おうとする者(以下「申請者」とする。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その施工方法、使用材料、施設の維持管理等について、あらかじめ設計承認を申請し、市長の承認を得なければならない。

- (1) 給水区域内において開発事業を行う場合
- (2) 前号に掲げるほか、市長が協議をする必要があると認めた場合
- 2 前項の規定により設計承認を申請しようとする者は、上水道施設設計承認申請書(様式第 1 号)及び設計図書を市長に提出しなければならない。
- 3 配水管布設工事等に係る設計承認申請及び施工は、三郷市指定給水装置工事事業者(以下「施工者」とする。)が行うものとする。

(管網整備の原則)

- 第 3 条 配水管布設工事等は、申請地の周辺地域における水圧及び水量等に影響を及ぼさないものとする。
- 2 配水管布設工事等を必要とする場合、当該配水管等は配水系統上必要な路線であり、かつ、将来当該地域における給水に支障がないものとする。

(設計審査)

第 4 条 設計図書の審査は、市長が行うものとする。

2 審査において、申請者又は施工者が提出すべき図書は以下の各号に掲げるものとし、これらをすべて 2 部ずつ提出するものとする。

- (1) 上水道施設設計承認申請書(様式第 1 号)
- (2) 案内図(縮尺 1:1,500 程度とし、住宅地図など施工箇所が明確にわかるもの)
- (3) 計画図(平・立面図、断面図※、組成図、配管詳細図など)

※ 他埋設物がある場合はその構造・材質と離隔を明記する

- (4) 使用材料一覧表(数量計算書)

(5) 材料承諾書(様式第 2 号)及び使用材料仕様書等

(6) その他管理者が求める図書

＊ 近接協議がある場合は、協議書を添付する

＊ 占用協議書類は給水装置工事申請時に提出する

(配水管の占用)

第 5 条 配水管布設工事等を施工する箇所が公道及び河川等の占用を要する場合、申請者又は施工者は該当する管理者から占用の承認を受けるものとする。

なお、配水管等を私道に占用する場合、私道等水道管設置承諾書(様式第 3 号)を提出するものとし、該当する私道の地番地積が確定した後に提出するものとする。

(近接協議)

第 6 条 配水管布設工事等を施工する申請者又は施工者は、配水管布設工事等の計画箇所に他埋設物等が布設されているか若しくは布設する計画がある場合、その埋設物管理者との協議を踏まえ、配水管布設工事等を計画するものとし、その協議録を第 4 条第 2 項第 6 号の図書として、提出するものとする。

(配水管布設工事等の承認)

第 7 条 市長の審査により、申請内容が適当と認められたものは、第 4 条第 2 項の手続きにおいて提出された書類のうち、1 部の返却を以て承認するものとする。

(使用材料の検査・工事着手届)

第 8 条 配水管布設工事等に使用する材料は、第 4 条第 2 項第 5 号の申請により、市長より第 7 条の承認を得たものとし、工事着手前に市長による検査を受けるものとする。ただし、材料検査は三郷市内でのみ行う。

なお、配水管布設工事等を施工する申請者又は施工者は、工事着手前に工事着手届(様式第 4 号)を市長に届け出るものとする。

(工事の中止)

第 9 条 申請者は、配水管布設工事等を中止しようとする場合は、工事中止届(様式第 5 号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、申請者が工事の施工に当たり、承認の内容に従わない場合、該当する工事により水道施設の機能に障害を与え、または与える恐れが大である場合、必要に応じて、工事の改善又は一時中止をさせることができる。

(申請内容の変更)

第 10 条 申請者は、申請内容を変更が生じたときは、申請内容変更届(様式第 6 号)に変更の事実を証する書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

申請者及び施工者が変わる場合は、必要に応じて上水道施設設計承認申請書(様式第 1 号)を再度提出するものとする。

(工事検査等)

第 11 条 施工者は、配水管布設工事等が竣工したときは、すみやかに工事完了届(様式第 7 号)及びその他必要書類を市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

2 市長は、完了検査が合格の場合、申請者に工事完了検査済書(様式第 8 号)を通知する。

(施設の帰属)

第 12 条 配水管布設工事等により設置された配水管等で市長が必要と認めるものは、工事の検査に合格した後、市に無償で引き継ぐものとする。

申請者は、上水道施設引渡書(様式第 9 号)の提出を以って、配水管等を市長へ引渡すものとする。

ただし、上水道施設引渡書(様式第 9 号)の提出以前に第 5 条に規定する私道等水道管設置承諾書(様式第 3 号)を提出していること。

(施設の管理)

第 13 条 引渡しされた施設について、引渡し後 2 年以内に施工不良等によるトラブルが生じた際には、施工者が自らの責任と費用負担により修理等を行うものとする。

2 配水管布設工事等の施工過程において、その周辺の農作物、その他施設等に損害が生じた場合は、施工者は、その補償等必要な処置をする責任を負うものとする。

(その他)

第 14 条 この基準に定めるもののほか、工事に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この基準は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準は、施行日以降に申請があったものから適用し、施行日前に申請のあったものは、従前の例による。